

	<h1>動物実験実施規程</h1>	公益財団法人東洋食品研究所
--	-------------------	---------------

(趣旨および基本原則)

第1条

この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「法」という)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成25年環境省告示第84号)」(以下「飼養保管基準」という)、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(以下、「基本指針」という)及び「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(2006年6月1日、日本学術会議)、兵庫県「動物の愛護及び管理に関する条例」(以下「条例」という)に基づき、公益財団法人東洋食品研究所(以下「研究所」)において、科学的観点、動物愛護の観点、安全確保の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う研究員の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

2. 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である以下の3Rs (Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。

- (1) Replacement (代替法の利用) : 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。
- (2) Reduction (使用数の削減) : 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。
- (3) Refinement (苦痛の軽減) : 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。

(定義)

第2条

この規程において使用する用語は、それぞれ法律、条例等において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、実験動物を教育、試験研究その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に搬入するために輸送中のものを含む)をいう。
- (3) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管する施設・設備をいう。
- (4) 「実験室」とは、実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室をいう。
- (5) 「動物実験施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。
- (6) 「動物実験従事者」とは、動物実験等を実施する者をいう。

	<h1>動物実験実施規程</h1>	公益財団法人東洋食品研究所
--	-------------------	---------------

(7)「動物実験責任者」とは、動物実験従事者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括し責任を負う者をいう。

(8)「施設管理者」とは、動物実験施設等を管理する者をいう。

(9)「実験動物管理者」とは、実験動物の取り扱いに係る業務を統括する者をいう。

(適用範囲)

第3条

本規程は、研究所において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。実施を本研究所以外の機関に委託等する場合も含まれる。

(所長の責務)

第4条

本研究所の所長（以下「所長」という。）は、本研究所が実施するすべての動物実験等に関する最終的な責任を有する。

2. 施設管理者、動物実験管理者、動物実験従事者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした教育訓練の実施のため及び施設管理者、動物実験管理者、動物実験従事者の資質向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

3. 施設管理者、動物実験管理者、動物実験従事者及び実験動物に対して安全確保及び健康保持に必要な措置を講じなければならない。

4. 動物実験等の実施を本研究所以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針（以下、「指針等」という）に基づき、動物実験等が適正に実施されることを確認しなければならない。

5. 所長は本研究所において行われる動物実験等の具体的な実務に関して、研究部長に委任することができる。

(動物実験委員会の設置と組織)

第5条

本研究所に、動物実験委員会（以下「動物委員会」という。）を置く。

2. 動物委員会は、次に掲げる者の中から所長が委嘱する。

(1) 研究所職員で部長、主席研究員、主任研究員のうち動物実験に関して優れた識見を有する者

(2) 動物実験を行わない研究所職員で部長、主席研究員、主任研究員、課長のうち社会的識見を有する者

(3) 研究所職員以外で動物実験等に関して優れた識見を有する者

(4) 実験動物に関して優れた識見を有する者

	動物実験実施規程	公益財団法人東洋食品研究所
--	----------	---------------

(5) その他所長が必要と認めた者

2. 動物委員会に委員長を置き、委員の中から所長が委嘱する。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 委員会に副委員長を置き、委員長の指名により定める。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
6. 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議に参画してはならない。

(動物委員会の会議)

第6条

委員長は、動物委員会を招集し、その議長となる。

2. 動物委員会は、委員長を含む委員の半数以上が出席しなければ、会議を開催および議決をすることはできない。
3. 議事は、出席した委員の過半数をもって可決する。
4. 動物委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(動物委員会の任務)

第7条

動物委員会は、所長の諮問に応じて、次の事項を審議又は調査し、所長に報告又は助言する。

- (1)動物実験計画と動物実験計画の実施および結果に対する法、飼養保管基準、基本指針、条例（以下、「法令等」という）及び本規程への適合性
 - (2)動物実験施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
 - (3)動物実験等及び実験動物の適正な取扱い、並びに法令等及び本規程に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
 - (4)自己点検・評価に関すること
 - (5)情報公開に関すること
 - (6)本規程等の制定・改廃に関すること
 - (7)その他、動物実験等の適正な実施に関して必要な事項
2. 動物委員会は、必要に応じ、実験動物管理者、動物実験責任者および施設管理者に対し、報告を求めることができる。
 3. 動物委員会は動物実験施設等へ立ち入り、施設および設備の適切性について審査することができる。

(施設管理者の責務)

	<h1>動物実験実施規程</h1>	公益財団法人東洋食品研究所
--	-------------------	---------------

第8条

本研究所に施設管理者を置く。

2. 施設管理者は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 動物実験従事者に対し、動物実験施設等の使用に関する指導および助言を行うこと。
- (2) 動物実験施設等の管理・保全等を行うこと。
- (3) その他、動物実験施設等に必要な事項の処理に当たること。

(実験動物管理者の責務)

第9条

本研究所に実験動物管理者を置く。

2. 実験動物管理者は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 実験動物が、動物実験施設等で適切に取り扱われるよう動物実験従事者および施設管理者に対し指導および助言を行うこと。
- (2) 実験動物の取り扱いに問題が生じた場合に、所長に報告し、改善を促すこと。

(動物実験責任者の責務)

第10条

動物実験等を行おうとする者は、動物実験従事者の中から個々の実験計画ごとに、動物実験責任者を定めなければならない。

2. 動物実験責任者は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 動物実験計画の立案及び実施に際して、法令等及び本規程を十分遵守し、当該動物実験等の適切な管理及び監督に当たること。
- (2) 当該動物実験等に供する実験動物の健康及び安全の保持に努めること
- (3) 当該動物実験等の内容及び飼養状況を記録し、保管すること。
- (4) その他、当該動物実験等に必要な事項を適性に実施すること。

(動物実験従事者の責務)

第11条

動物実験従事者は、動物実験等の計画及び実施に当たっては、法令等及び本規程を遵守し、適正な実施に努めなければならない。

動物実験従事者は、施設管理者、実験動物管理者及び当該動物実験責任者の指示に従わなければならない。

3. 動物実験従事者は、あらかじめ、実験動物の取扱い技術並びに実験に特有な操作方法及び関連する実験方法について精通し、習熟していなければならない。

4. 動物実験従事者は、実験試料の取扱いに当たっては、法令等及び本規程に定められた事

	<h1>動物実験実施規程</h1>	公益財団法人東洋食品研究所
--	-------------------	---------------

項を厳守しなければならない。

(動物実験計画の申請及び承認等)

第12条

動物実験責任者は、新規の動物実験計画あるいは承認済みの動物実験計画に変更または追加がある場合、所長からその承認を受けなければならない。この場合において、申請できる実験期間は3年を超えない期間とする。

2. 所長は、委員会に動物実験計画書あるいは承認済みの動物実験計画の変更または追加の審査を付議し、その審査結果に基づき、動物実験計画の承認の可否を当該動物実験責任者に通知しなければならない。

3. 所長は、動物委員会の報告や助言に基づき、動物実験責任者に対し、動物実験等の改善又は中止等の命令を出すことができる。

4. 動物実験責任者は、動物実験等の終了後、動物実験計画の実施の結果について所長に報告しなければならない。

(動物実験施設等の設置)

第13条

飼養保管施設を設置(変更を含む)する場合、施設管理者は所長の承認を得なければならない。

2. 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む)する場合、施設管理者は所長の承認を得なければならない。

3. 所長は、申請された飼養保管施設及び実験室を動物委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定すること。

4. 所長は条例第25条に基づき、動物実験施設等における実験動物の飼養保管を兵庫県知事に届け出なければならない。

(動物実験施設等の廃止)

第14条

動物実験施設等を廃止する場合、所長に届け出なければならない。

2. 所長は条例第25条に基づき、兵庫県知事に実験動物の飼養保管の廃止を届け出なければならない。

(緊急事態発生時の措置)

第15条

所長は、施設管理者に対し、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成するように指示しなければならない。

	<h1>動物実験実施規程</h1>	公益財団法人東洋食品研究所
--	-------------------	---------------

2. 所長は、施設管理者、実験動物管理者および動物実験責任者に対し、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による人への危害の防止や環境保全の為の措置を講じるように指示しなければならない。

(自己点検・評価・検証)

第16条

所長は、動物委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせること。

2. 動物委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を所長に報告しなければならない。

3. 動物委員会は、施設管理者、実験動物管理者、動物実験従事者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4. 所長は、自己点検・評価の結果について、所外の者による検証を受けるよう努めること。

(情報公開)

第17条

所長は、研究所における、動物実験等に関する情報を可能な限り公表すること。

(補則)

第18条

第2条第2号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうよう努めること。

(雑則)

第19条

本規程に定めるもののほか、動物実験等の取扱いに関して必要な事項は、動物委員会の審議を経て、所長が定める。

第20条

動物実験等の申請・運用等にあたっては、別途定める動物実験実施細則に従うものとする。

附則

本規程は、公益財団法人東洋食品研究所理事会での承認を経た後、平成24年2月24日から施行する。

改訂 平成26年2月21日

改訂 平成28年12月1日